

【ドイツ】保安監置規定の改正

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 2011年1月1日に施行された「保安監置の新秩序及び関連規定に関する法律」で刑法典中の保安監置に関する規定が改正された。2009年12月の欧州人権裁判所の判決を受けた改正であり、国民を犯罪から守る基本法上の国家の責務と、欧州人権条約で要請される犯罪者の人権の均衡をどのようにとることが課題となっている。

保安監置制度

ドイツ刑法典の総則「第3章 行為の法的効果」では、「刑」と並んで「改善及び保安処分」が定められている。「改善及び保安処分」は、刑と併せて又は刑に代えて裁判所により命ぜられる処分で、自由剥奪処分（精神病院における収容、禁絶施設における収容、保安監置における収容）、行状監督、運転免許の取消し、職業禁止がある。保安監置は、裁判所が刑の宣告時に、一定以上の重罪（性犯罪や暴力犯罪等）の再犯者を釈放すると公衆に危険を及ぼす蓋然性が高いと認める場合に、その者を自由刑終了後も施設に収容することができる制度である。保安監置の命令は、刑の宣告時に行われる（刑法典第66条）。

1990年代半ばに起こった児童に対する一連の残虐な性犯罪を受け、保安監置規定は1998年以降、一段と厳しいものになった。1998年の改正では、従来は過去に2度自由刑を言い渡されたことがある場合に保安監置を命じることができるとされていたが、特定の要件の下では過去に1度の自由刑でも保安監置を命じることができるとされた（第66条第3項）。また、従来保安監置には10年の上限があったが、この上限がなくなり（第67d条第3項）、2年毎に保安監置の必要性について審査する仕組みになった（第67e条）。2002年の改正では、刑の宣告時に行為者が公衆に危険となるかどうか判断できない場合において、保安監置の命令を事後の手続で行う保安監置の留保が可能となった（第66a条）。2004年の改正では、自由刑の執行中に明らかになった事実により、裁判所が、行為者の公衆に危険を及ぼす蓋然性が高いと認める場合には、事後的に保安監置を命じることができるようになった（第66b条）。

欧州人権裁判所判決

このような保安監置制度に関して、2009年12月17日に欧州人権裁判所の判決があった（EGMR Nr.19359/04）。同判決は、1998年に保安監置の10年の上限が撤廃された際、その施行後に命ぜられた保安監置のみでなく、その時点で既に行われていた保安監置においても10年の上限が撤廃された事案について、欧州人権条約に違反すると判示したものである。10年の上限を撤廃した抑留が判決に基づくものではないことが欧州人権条約第5条（身体の自由及び安全に対する権利）第1項に違反し、犯罪実行

時に適用されていなかった刑罰を科していることが第 7 条（法に基づかない処罰の禁止）第 1 項に違反しているとされた。裁判では、保安監置が刑に当たるかが争点となったが、欧州人権裁判所は、保安監置の収容の実態が自由刑の場合と大きく異なることに鑑みて刑に相当すると判断した。判決では、保安監置の施行において、精神衛生上の治療や支援を重点とすべきことが示された。この判決を受けて、提訴した者のみでなく、1998 年の改正前から行われていた保安監置で事後的に 10 年の上限が撤廃されて収容されていた他の者も保安監置から解放されることになった。今回の法改正は、この事態に対応したものである。

保安監置規定改正の概要

今回の刑法典改正により、刑の宣告と同時の保安監置（第 66 条）及び保安監置の留保（第 66a 条）の要件が厳しくなり、事後的保安監置（第 66b 条）は、適用を制限されることになった。

・刑の宣告と同時の保安監置（第 66 条）

①保安監置の契機となる犯罪を性犯罪や暴力犯罪等に限定し、経済犯罪が除かれた。②行為者が公衆に危険かどうかの判断は、「刑の宣告時」の判断とする旨が明確にされた。③犯罪後 5 年経過すると保安監置を命じることができなくなるが、性犯罪の場合にはこの期間が 15 年となった。

・保安監置の留保（第 66a 条）

①これまでは、保安監置の留保の要件の 1 つに、行為者の重大な罪を犯す習癖があったが、この要件がなくなった。②従来は初犯の場合には、事後的に保安監置を命じることができるのみであったが、初犯の場合でも、保安監置を留保することができるようになった。③刑の宣告時に留保した保安監置について、従来は自由刑の残刑の執行猶予が可能となる日の 6 か月前までには命令しなければならなかったが、自由刑の執行を終えた時又は残刑の執行猶予が確定する時までには命令できるようになった。

・事後的保安監置（第 66b 条）

①事後的保安監置は、刑の宣告後に明らかになった事実を根拠として、事後に命令できるものであるが、刑の執行中にそのような事実が明らかになることは少ないという経験から、この規定は、改正法施行後に行われた犯罪には適用されないことになった。②精神病院における収容終了後の事後的保安監置の命令は従来から可能であるが、精神病院収容後に自由刑執行が行われた場合にも事後的保安監置が可能となった。

参考文献

- ・Gesetz zur Neuordnung des Rechts der Sicherungsverwahrung und zu begleitenden Regelungen vom 22. Dezember 2010 (BGBl. I S.2300).
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/3403, 17/4062.